

国登録有形文化財 生沼家住宅
保存管理計画



令和4年3月

栃木県上三川町

名 称 国登録有形文化財 おいぬま けじゅうたくてん ぽおよ おもや どぞう 生沼家住宅店舗及び主屋、土蔵

所在地 栃木県河内郡上三川町大字上三川 4 9 7 8 番地 1

登録日 平成 1 8 (2 0 0 6) 年 3 月 2 日

所有者 上三川町 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

概 要 生沼家は、初代は元禄 1 1 (1 6 9 8) 年生まれと記録される約 3 0 0 年の歴史を持つ上三川町の商家である。約 3 , 0 0 0 m²の敷地内には、国登録有形文化財となっている店舗及び主屋・土蔵のほかに、昭和 3 0 年代に東京より移築された茶室、大谷石作りの石蔵、庭園が残されている。

生沼家の何代目が商業活動を始めたのかは定かではないが、明治の初めに旧上三川村で地主総代になっていることから、江戸時代後期にはすでに地位を確立していたものと考えられる。

生沼家に残された銅版画には、「太物・肥物・荒物・質屋」を営む生沼家の店構えが描かれている。東側の大通りに面した店舗のほか、いくつかの蔵が描かれており、現在の建物と比べると幾度かの増改築が行われていたことが伺える。南側に隣接する道路は、石橋と真岡を結ぶ旧道であり、人々が行き交う様子も描かれている。

生沼家は、肥料商・質屋業などで財を成す一方、早い段階での電話の設置や電力の導入などに尽力し、町の近代化に大きな影響を与えた。

沿 革 店舗及び主屋、土蔵の正確な建築年代は不明だが、大正 3 (1 9 1 4) 年に主屋、同 9 (1 9 2 0) 年に土蔵が改築された記録が残っている。その後、幾度かの増改築を経て平成 1 4 (2 0 0 2) 年に東側に面した県道宇都宮結城線拡幅に伴って西側に曳家する際に大幅な改築を行っている。平成 1 8 (2 0 0 6) 年 3 月 2 日に国登録有形文化財に登録され、令和元 (2 0 1 9) 年 1 2 月、所有者より上三川町へ無償寄付が行われ、以後町が管理を行っている。

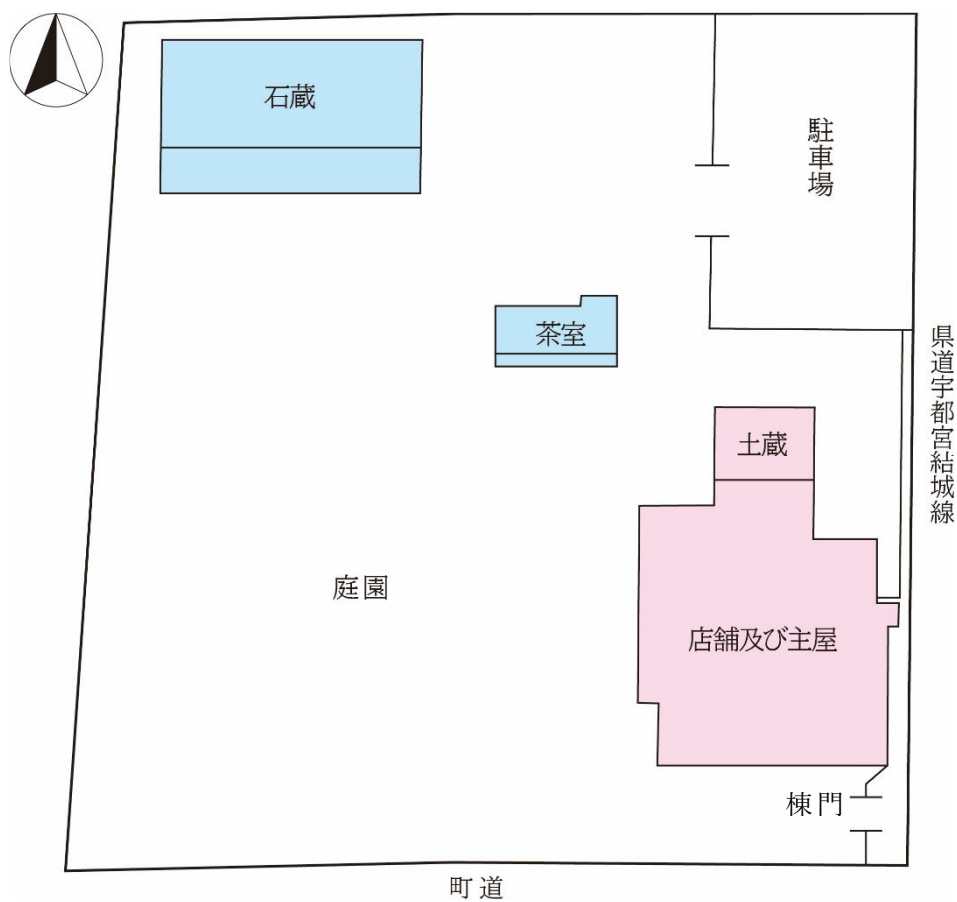
国登録有形文化財

名称	生沼家住宅店舗及び主屋
員数	1棟
登録番号	第09-0139号
構造及び大きさ	木造瓦葺2階建て 延床面積250.37㎡
建築年代	大正3(1914)年改築
概要	町中心部の角地に建つ商家。建物は、桁行、梁間とも7間半とし、切妻造、平入の南北棟の北端に、東西棟の入母屋造の2階部を載せた特異な構造。平側を出桁造とし、黒漆喰仕上げの南妻には大型の窓を開き、銅板葺の庇が付く。角地の街路景観を形成する際立った存在である。
写真	 <p>写真1 生沼家住宅店舗及び主屋（南東から）</p>  <p>写真2 店舗現況</p>

名称	生沼家住宅土蔵
員数	1棟
登録番号	第09-0140号
構造及び大きさ	木造瓦葺2階建て 延床面積35.34㎡
建築年代	大正9(1920)年改築
概要	店舗及び主屋の北側に隣接する文庫蔵。桁行5.2m、梁間4.3mの切妻造、平入で、2階は街路側窓に掛子塗り戸を設ける。1階の外側は目地付モルタル塗洗出しとし、2階の鉢巻及び壁面は黒漆喰で仕上げ、腰を海鼠壁風とする外観を呈している。
写真	 <p>写真3 生沼家住宅土蔵（西から）</p>  <p>写真4 棟木墨書</p>

構成要素

名称	生沼家住宅棟門
概要	主屋南東の木造瓦葺の棟門である。建築年次は不明。国登録文化財ではないが、生沼家住宅の景観を構成する要素である。
写真	 <p>写真5 棟門（東から）</p>



生沼家住宅 配置図



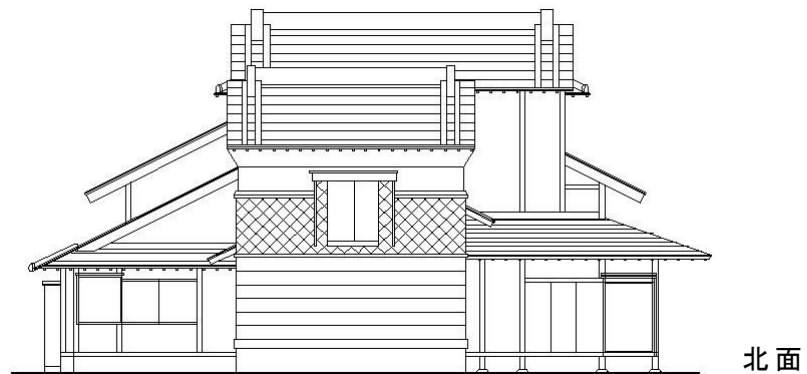
東面



西面

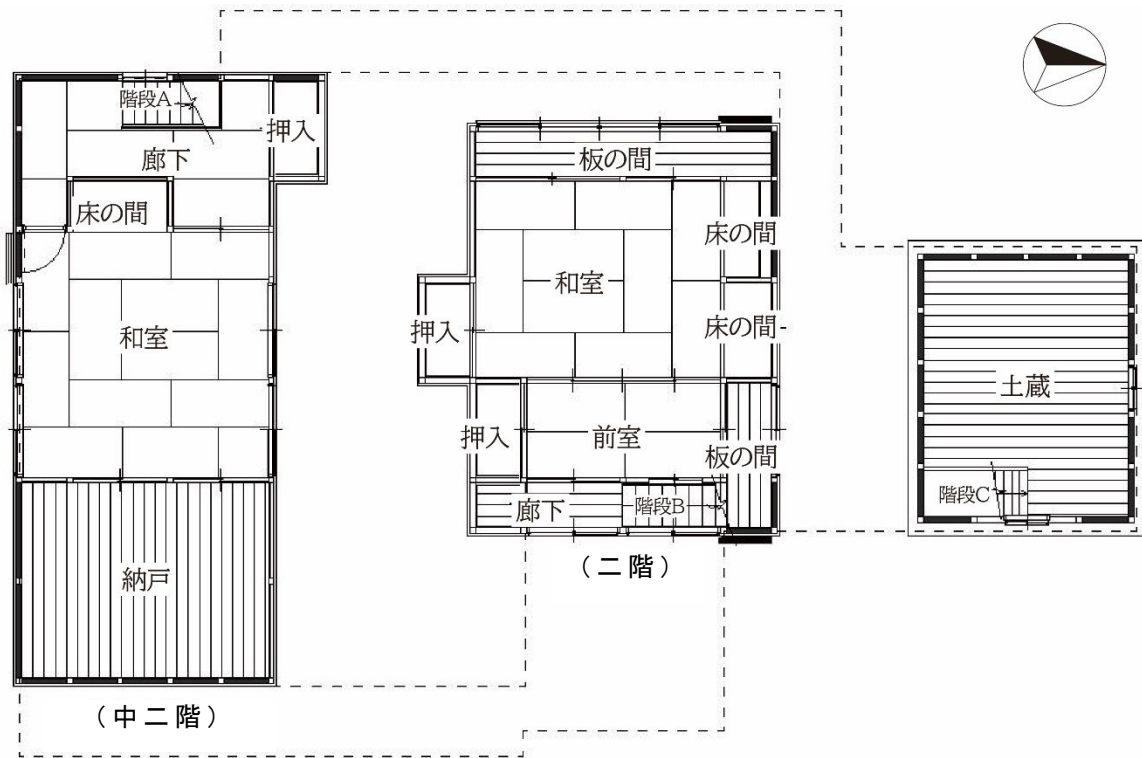


南面

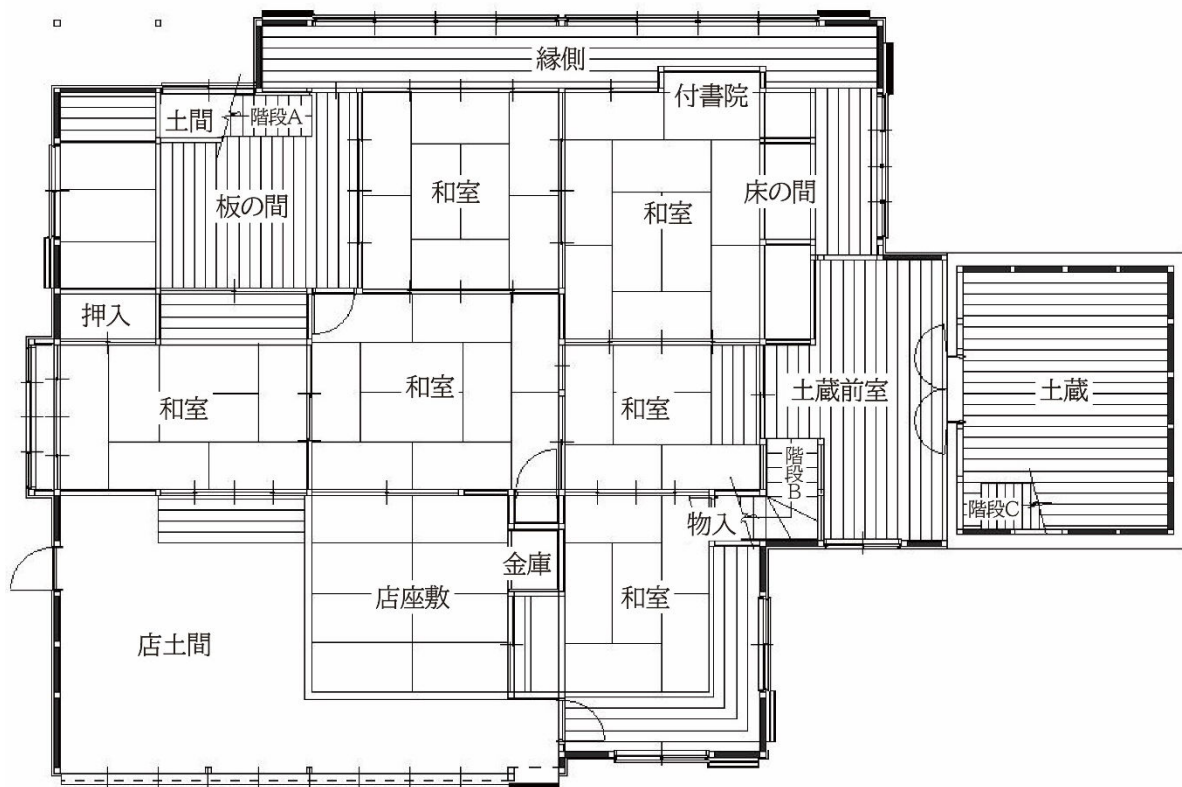


北面

生沼家住宅店舗及び主屋、土蔵 立面図



二階



一階

生沼家住宅店舗及び主屋、土蔵 平面図

保存管理計画

1 基本方針

文化財保護法に基づく適正な保存管理を行い、生沼家住宅の文化財としての本質的価値を確実に保存し、町の近代化遺産を後世へ継承する。付帯施設についても、生沼家住宅の景観を構成する要素として捉える。

2 保存状況

(1) 店舗及び主屋

目視調査では明らかな劣化は認められず、建築当時の外観をよく留めている。道路拡幅に伴う曳家及び改築により一部がコンクリート布基礎となっている。内部は、梁・柱・壁等の保存状態が良いものの、東日本大震災の影響により中2階の南面屋内土壁が一部崩落している。店舗及び主屋と土蔵は渡り廊下により繋がっているが、建築上は別棟である。令和2（2020）年に行った耐震診断の結果、震度6強相当の地震により倒壊する恐れがある。

(2) 土蔵

目視調査では明らかな劣化は認められない。建築当時の外観をよく留めている。内部は、比較的新しい木材による補強がされている。

(3) 棟門

目視調査では明らかな劣化は認められない。

3 管理状況

令和元（2019）年12月から上三川町が所有し、教育委員会事務局生涯学習課生涯学習係が日常管理を行い、建造物、樹木の毀損や衰亡等の早期発見に努めている。管理の内容は、職員による定期点検（年2回）に加え、災害時の巡回点検、敷地内の除草及び建物内部の清掃（不定期）を行っている。

4 保護の方針

(1) 現状変更の方針について

登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により消滅

の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものである。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度を補完するものである。

このことから、改修工事等については、変更する規模が小さく、通常望見できる範囲の4分の1以下を変更する場合や、内装に限定した改修などの場合は現状変更の届出の必要はない。そのため、外観を大きく変えなければ内部を改装し他用途に利用することも可能である。ただし、内部改修を行う際には以下の点に特に留意すること。

①店舗土間・店舗座敷

大黒柱、金庫、戸棚、吊戸棚、神棚については現状の保存に努める。奥座敷との境にある大坂格子戸についても保存に努める。

②床の間と書院のある座敷

廊下に面した角柄ガラス障子欄間、南面の^{おさ}箴欄間及び黒漆喰仕上げの壁面については、現状の保存に努める。また床の間及び書院についても同様とする。

③西側廊下

廊下の床板・天井については現状保存に努める。

④二階和室

前室の丸窓、床脇の違い棚、廊下の化粧天井については保存に努める。

⑤中二階和室

室内側の腰にはめ込まれている引違のガラス戸については保存に努める。

⑥土蔵

棟木に記載された墨書については、塗装等により消失しないようにすること。

⑦付帯施設

生沼家住宅の外観を損なわない改修を原則とする。

(2) その他

①耐震等、安全上必要な改修については(1)に関わらず協議の上、決定をする。

②(1)に記載されたもの以外の内部建具の変更は認めるが、その際には現状の建具を協議の上保存する。

③外部建具についても、現状の外観との同一性が認められる範囲での変更を認める。



主屋一階 店舗



主屋一階 床の間と書院のある座敷



主屋一階 座敷



主屋一階 座敷



主屋一階 西側廊下



主屋二階 前室丸窓



主屋二階 座敷



主屋中二階 座敷

5 活用

町に残る貴重な近代遺産であり、当時の建築様式を伝える文化財としての価値を損なうことのないように、基本方針を踏まえた上で活用することを前提とする。現状では、町が管理のもとで期間を限定した公開等を行っている。

6 届出

- (1) 滅失、き損等の届出（文化財保護法第61条）
- (2) 修理（文化財保護法第63条）
- (3) 現状変更（文化財保護法第64条）

国登録有形文化財生沼家住宅保存管理計画

令和4(2022)年3月31日

編集発行 上三川町教育委員会

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL:0285-56-9159 FAX:0285-56-6691

e-mail:gakusyu01@town.kaminokawa.lg.jp